

# 川島町災害廃棄物処理計画

## 概要版

平成 31 年 3 月

川 島 町

# 川島町災害廃棄物処理計画とは

## 計画作成の背景及び目的

川島町災害廃棄物処理計画は、川島町地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理に係る対応策を示すとともに、川島町における平常時の災害予防対策と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な対応を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指します。

我が国は世界でも有数の地震国です。また、国土は南北に細長い地形で、平野は国土の3割にも満たないため、河川は急勾配となり、降雨は山から海へと一気に流下し、毎年のように水害や土砂災害も発生しています。さらに太平洋上で発生する台風は、太平洋高気圧の縁を廻って北上するため、台風の常襲地帯でもあり、地震や風水害などの自然災害による被害を受けやすいという宿命を持っています。

近年においては平成23年に発生した「東日本大震災」、平成27年に発生した常総市における「鬼怒川の氾濫」、平成30年に発生した「平成30年7月豪雨」などにより、ライフラインや交通の途絶など社会的影響も大きく、大量の廃棄物が発生します。

## 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、地域防災計画と整合性を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するためのものです。

## 基本的事項

### 1. 基本的な考え方

災害時には、家屋の倒壊や火災などによって一時的に災害廃棄物が大量に発生し、かつ避難所などからは大量の生活ごみが排出されることが想定されます。

災害廃棄物については、国、県、市町村、事業者がそれぞれの役割に基づき、連携・協力して、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。また、発災直後から廃棄物を分別するとともに、積極的な再生利用などにより減量化に努めます。

### 【想定地震】

地域防災計画や埼玉県地震被害想定調査報告書などに基づき、本計画における最大被害想定地震を「関東平野北西縁断層帯地震」、その次に被害が大きい想定地震を「茨城県南部地震」としました。

### 想定地震（最大被害）

項目	内 容
想定地震	関東平野北西縁断層帯地震 M8.1
全壊、半壊、焼失棟数	約 5,318 棟

### 【想定風水害】

本町は四方を荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川に囲まれており、過去においては、堤防決壊などにより川島町全域が泥海と化すような大きな洪水被害が発生しています。

本計画においては 200 年に 1 回程度起こる大雨による、荒川水系荒川及び入間川流域の氾濫（荒川流域の 3 日間総雨量 548mm）と 100 年に 1 回程度起こる大雨による、荒川水系市野川の氾濫（24 時間総雨量 301mm）を想定しました。

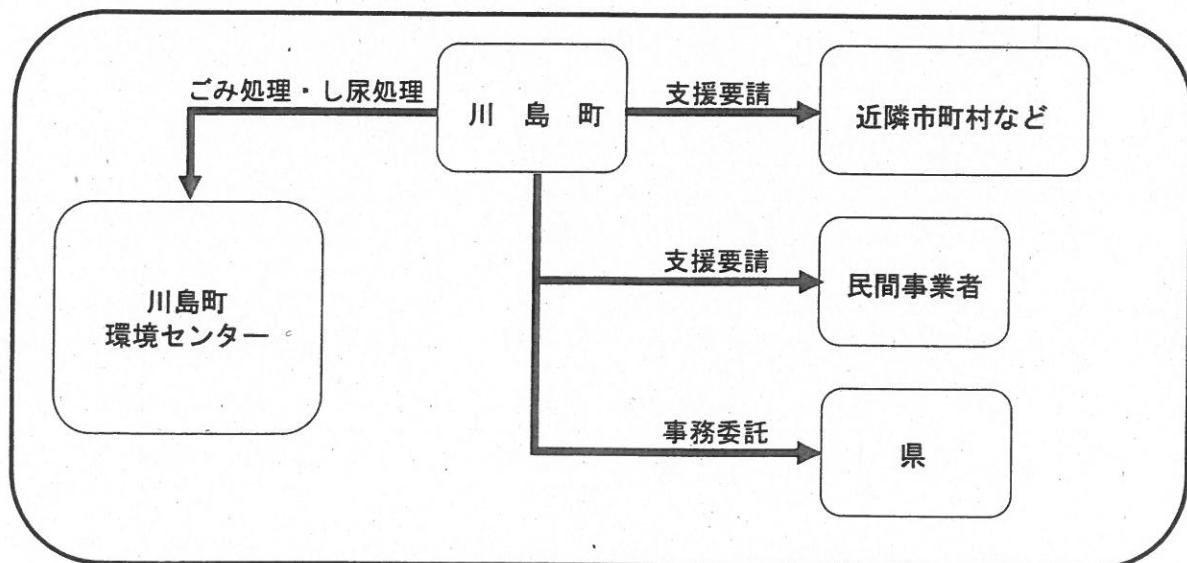
### 荒川水系：荒川及び入間川流域の氾濫による被害戸数

項目	被害戸数
全壊、半壊、床下・床上浸水数	14,048 戸

## 2. 災害廃棄物の処理主体

本町で発生した災害廃棄物（し尿含む）の処理は、本町が主体となって処理を行うことを基本とします。

災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び民間事業者などへ支援を要請します。なお、災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、県などへの事務委託を行うものとします。また、支援団体となる場合は、処理主体である地方自治体の要請に基づき、職員や収集運搬車両などの派遣、事務処理などの支援を行います。



災害廃棄物の処理主体

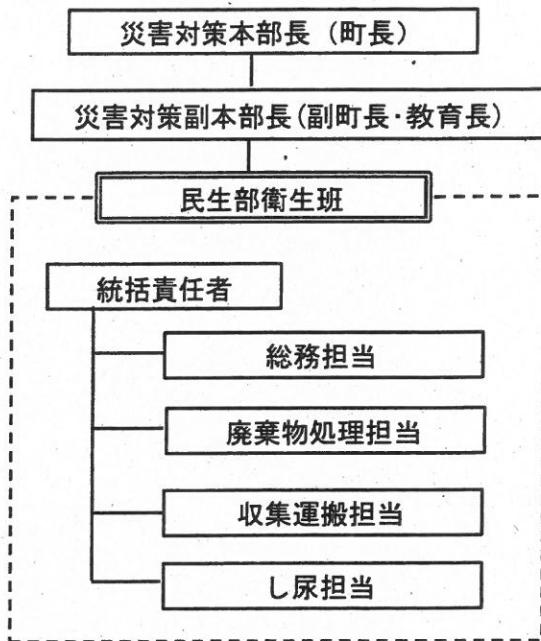
# 災害廃棄物の処理に関する体制など

## 災害廃棄物処理体制

発災時の災害廃棄物対策組織として、民生部衛生班に災害廃棄物処理に関する各担当を設置します。災害廃棄物処理は大規模な災害の発生に伴い新たに発生する業務であるため、庁内の各課局から人員の補充や支援を得て、以下の臨時体制を組織します。

必要な人員や補充元（課・局）については、発災後の被災状況などを見て判断します。

（右図：災害廃棄物対策組織）



## 災害廃棄物処理業務について

### 1. 処理の方向性

災害廃棄物の処理にあたっては、市町村、関係機関などの支援、連携より既存処理施設による処理を進めることを基本とします。被災規模により、既存処理施設での処理が困難な場合は、仮設処理施設や広域処理体制を検討します。

### 【処理方針】

住民への健康配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速な対応が必要であるとともに、分別・選別・再利用などによる減量化も必要です。

### 処理方針

処理方針	内 容
① 衛生的な処理	・家庭ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項とします。
② 迅速な処理	・発災から3年間で処理を終えることとします。
③ 計画的な処理	・仮置場を適正に配置し計画的に処理施設に搬入し処理します。
④ 環境に配慮した処理	・災害廃棄物は、十分に環境に配慮し処理を行います。
⑤ リサイクルの推進	・災害廃棄物は、分別収集でリサイクルを推進します。
⑥ 安全な作業の確保	・発災時の清掃業務は、作業の安全性を確保するよう努めます。

## 【処理スケジュール】

復旧・復興に向け、本町、県、関係事業者、住民が連携し、処理にあたり3年以内に処理業務を完了することを基本目標とします。

被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害の場合は、膨大な災害廃棄物の発生が見込まれるため、3年以内に処理を終えることが困難な場合があります。その場合は、国、県と連携調整の上、広域処理などの対応を行うこととします。

### 処理スケジュール

項目	発災	3日後	1週間後	1ヶ月後	3ヶ月後	1年後	2年後	3年後
被災情報の把握								
災害廃棄物処理実行計画の策定								
仮置場の確保 仮置場の設置 運営								
倒壊建物の解体・撤去								
し尿、生活ごみ、避難所ごみの収集・処理								

↓

情報の把握、緊急措置の実施	実行計画、処理フロー・スケジュールの作成・見直し	仮置場の確保・管理・運営	復旧・返却
			復旧・返却
		収集、焼却・し尿処理施設への搬入	

## 2. 災害廃棄物発生量の推計と避難者数など

### 【災害廃棄物発生量】

災害廃棄物の発生量は「埼玉県地震被害想定調査報告書」において推計されている被害棟数（全壊・半壊・焼失）に「災害廃棄物対策指針」で設定した災害廃棄物の発生原単位を乗じて推計しました。

### 災害廃棄物発生量

想定地震	関東平野北西縁断層帯地震	茨城県南部地震	荒川及び入間川流域の氾濫	市野川の氾濫
発生量	56万t	1.7万t	206万t	5.2万t

### 【地震発生時の避難者数等】

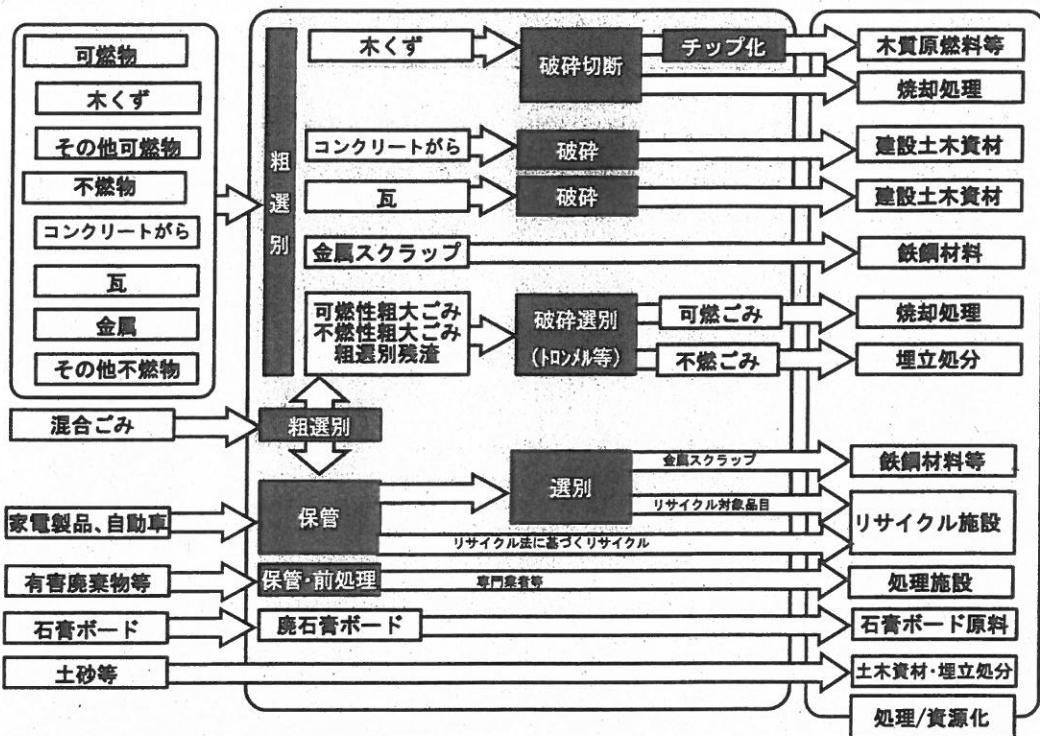
#### 地震発生時の避難者数等

想定地震	避難所人口	し尿発生量(kl/日)	仮設トイレ必要基數(基)	避難所生活ごみ(t/日)
関東平野北西縁断層帯地震	3,475	17.8	129	2.1
茨城県南部地震	101	1.0	3	0.06

### 3. 処理フロー

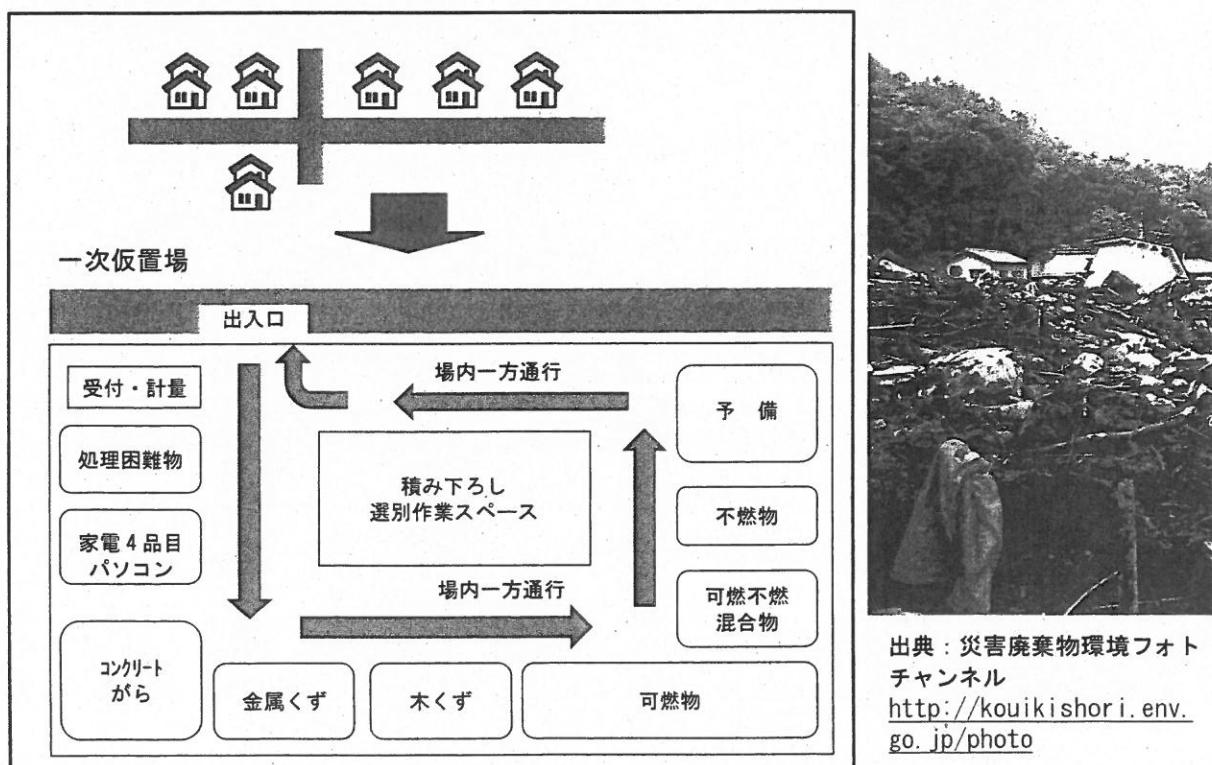
#### 【処理フローの設定】

災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・要処理量、環境センターの廃棄物処理施設の被災状況を想定し、分別・処理フローを設定しました。



### 4. 仮置場設置計画

災害廃棄物発生量から算定した仮置場必要面積の算出結果（一次仮置場面積）は、関東平野北西縁断層帯地震において約 27ha、茨木県南部地震において約 0.8ha。水害発生時には荒川及び入間川流域の氾濫において約 136ha、市野川の氾濫において約 3.4ha となります。



出典：災害廃棄物環境フォトチャンネル  
<http://kouikishori.env.go.jp/photo>

## 生活環境に対する配慮と生活ごみの処理など

### 環境対策、モニタリング

環境モニタリングは、仮置場周辺の地域住民の生活環境への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止することを目的とします。

環境対策として大気質、騒音・振動、土壤、臭気、水質などへの影響を低減する措置を講じます。

災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気質	<ul style="list-style-type: none"><li>解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li><li>石綿含有廃棄物（建材など）の保管・処理による飛散</li><li>災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>定期的な散水の実施</li><li>周囲への飛散防止ネットの設置</li><li>搬入路の鉄板敷設などによる粉じんの発生抑制</li><li>収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li><li>仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li></ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"><li>撤去・解体など処理作業に伴う騒音・振動</li><li>仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>低騒音・低振動の機械、重機の使用</li><li>処理装置の周囲等に防音シートを設置</li></ul>
土壤等	<ul style="list-style-type: none"><li>災害廃棄物から周辺土壤への有害物質などの漏出</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地内に遮水シートなどを敷設</li><li>PCB等の有害廃棄物の分別保管</li></ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"><li>災害廃棄物からの悪臭・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li></ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"><li>災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨などによる公共用水域への流出</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地内で発生する排水、雨水の処理・水たまりを埋めて腐敗防止</li></ul>

### し尿処理、生活ごみ処理

#### 1. し尿処理

発災時には、公共上下水道などの生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか避難所から発生するし尿に対応する必要が生じます。生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握の上、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、併せて計画的な収集体制を整備します。

#### 2. 生活ごみの収集

一般家庭の生活ごみについては、道路の被災状況などにより著しく収集効率が低下するため、状況に応じて早朝・夜間収集などにより対応します。

平常時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、住民への広報を行った上で、腐敗性の高い食品残渣などを優先して回収します。腐敗性の低いものは、一時的

な収集停止を行うなどの措置を講じます。また、災害により既存焼却施設の復旧に時間がかかる場合は、必要に応じて支援要請を行い、近隣市町村などの焼却施設へ処理を委託します。

### 3. 避難所ごみの収集

避難所の環境衛生保全のため、避難所を担当する民生部福祉班と連携を図り、収集を開始します。避難所ごみは、分別を行ったうえで収集を行い、被災状況により適宜区分の見直しを行います。

被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて支援要請を行い、近隣市町村からの支援車両などによる収集を行います。

なお、医療系などの有害性・危険性のある廃棄物については、取扱いに注意し密閉保管するように周知します。

### 住民への広報

発災時は、通信の不通などが想定されるため、災害廃棄物処理などに関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行います。

#### 広報手段

対象者	広報手段
府 内 各 課	府内放送、府内電話、府内電子メール、府内 Web など
一 般 住 民 、 被 災 者	防災行政無線、広報車、自治会組織回覧・掲示板、避難所掲示板、広報紙、報道機関、ホームページ、SNS、携帯アプリなど
各 関 係 機 関	防災行政無線、電話、FAX、電子メールなど
報 道 機 関	電子メール、電話、FAX、文書、会見など

---

### 川島町災害廃棄物処理計画 概要版 平成31年3月

#### 川島町 町民生活課

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下ハツ林870-1  
電話 049-299-1734 ファックス 049-297-6087  
ホームページ <http://www.town.kawajima.saitama.jp>

#### 川島町 環境センター

〒350-0146 埼玉県比企郡川島町大字曲師370  
電話 049-297-5666 ファックス 049-297-6845

---